

目次

1. 「未来志向型の取引慣行に向けて」	2
2. パートナーシップ構築宣言について	19
3. 価格交渉促進月間について	24
(参考) 下請関連法制の概要	32
(参考) 下請かけこみ寺(相談窓口)について	38

1. 「未来志向型の取引慣行に向けて」

未来志向型の取引慣行に向けて

- 平成28年9月15日、親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ること等を目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表。
- 令和2年に改定を行い、現在では、「価格決定方法の適正化」、「コスト負担の適正化」、「支払条件の改善」の既存の重点3課題に、「知財・ノウハウの保護」と「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を追加し、取引適正化重点5課題として取組を推進。

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

事項	改正時期	改正内容
下請法「運用基準」の改正	平成28年12月	➤ 下請法の違反事例を 75事例追記 。（計141事例を記載）
下請中小企業振興法「振興基準」の改正	平成28年12月	➤ 合理的な原価低減要請の実施、労務費上昇分への考慮、親事業者の事情による下請事業者の型保管費用を親事業者が負担すること等について規定。
	平成30年12月	➤ 大企業間の支払条件の見直しや、型代金の支払方法の改善、「働き方改革」を阻害する取引慣行の是正等 について新たに規定。
	令和2年1月	➤ 型取引の抜本的な適正化や受発注システム等の電子化 への対応を新たに規定。
下請代金の支払条件の改善（通達、振興基準の見直し）	平成28年12月	➤ 可能な限り 現金払い に。（ 50年ぶりに手形通達の改正を実施 ）

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 産業界に対し「**自主行動計画**」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。
（8業種21団体（平成29年3月末）→**17業種51団体**（令和3年7月末時点））
- (2) 国が定める業種別**下請ガイドライン**を改訂。（17業種（平成29年3月末）→**18業種**（令和3年7月時点））

中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と今後の対応方針①

2016年度

2017年度

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度～

「未来志向型の取引慣行に向けて」公表（2016年9月）
※重点3課題

自主行動計画の策定
（2017年3月以降、随時）

改訂版「未来志向型の取引慣行に向けて」公表（2020年6月）
※重点2課題追加

価格決定方法
の適正化

振興基準改正

- ▶ 不合理な原価低減要請など、望ましくない事例について規定

自主行動計画の策定・フォローアップ調査を要請

価格交渉促進月間の設定

- ▶ 「価格交渉促進月間」を新たに設定し、労務費等の適切な価格転嫁のための価格交渉を促す
- ▶ 大企業へのヒアリングや下請Gメンによる重点的な調査を実施

支払条件の改善

手形通達の改正

- ▶ 可能な限り現金払い化
- ▶ 手形サイトは繊維業90日、その他120日以内
- ▶ 更に60日以内を目指す

自主行動計画の策定・フォローアップ調査を要請

手形通達の再改正

- ▶ 手形サイトを全業種60日以内
- ▶ 割引料の明示

2024
約束手形のサイトの短縮（60日以内）
→ サイトの60日以内への対応

約束手形の利用の廃止に向けた自主行動計画の策定

- ▶ 今夏を目途に産業界・金融界に自主行動計画の策定を求める
- ▶ 2026年度までに約束手形の利用を廃止

2026
約束手形の利用の廃止

型取引の適正化

振興基準改正

- ▶ 型の保管・管理の適正化について、
- ▶ 量産期間や保管義務期間
- ▶ 保守・再製造費用の負担等を協議する旨を規定

型管理に向けたアクションプラン策定

- ▶ 不要な型の廃棄すること
- ▶ 型の保管費用・量産期間について協議し決定することの原則を提示

型取引の適正化推進協議会の設置

- ▶ ガイドライン・契約書ひな形を作成
- ▶ 型取引を類型化し、受発注者が遵守すべき具体的なルールを提示
- ▶ 不要な型の廃棄指示
- ▶ 保管費用の負担 等

型の大規模調査

- ▶ 3万社を対象に型取引の実態調査を実施

- ▶ 今年度も引き続き大規模調査を実施。
- ▶ 調査結果も踏まえ、協議会を活用し、自主行動計画の改定等、不要型の廃棄や保管費用負担について、産業界の取組を促進

知的財産・ノウハウの保護
働き方改革に伴うしわ寄せ防止

公取委報告書

知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形の策定

- ▶ 振興基準に反映

ガイドライン等を踏まえた取引の定着

- ▶ 産業界に対して、知財財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形の自主行動計画への反映を求める
- ▶ 知財Gメンの体制を強化し、反映状況も含めた取引実態を調査

振興基準改正

- ▶ 働き方改革を阻害する取引慣行の改善等を規定

しわ寄せ防止総合対策の策定

- ▶ 短納期発注の増加、単価の据置きなどの働き方改革による下請事業者へのしわ寄せの実態を調査
- ▶ 厚労省・公取委と連携し、しわ寄せ防止対策の実施
- ▶ 下請代金法に基づく改善指導等を実施

中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と今後の対応方針②

重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
価格決定方法の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ●依然として発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態が存在。 <p><下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・海外企業の価格を引き合いに出し半額近い値下げを口頭で要求された。(自動車)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本年9月を「価格交渉促進月間」と設定し、労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促す。 ●価格交渉サポート講習会を実施するとともに、数万社に対するアンケート調査を実施。
支払条件の改善	<ul style="list-style-type: none"> ●約束手形は、取引先企業に資金繰りの負担を強いる取引慣行であり、受取人・振出人双方において多くの企業が利用をやめたいという意向があるものの、業界慣習や大企業間取引において改善が鈍く、手形等のサイトについては、90日もしくは120日のサイトに張り付いている状況。 <p><下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・下請法対象外だが、締切から125日後の現金払いという取引先がある。(自動車)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●業種ごとの支払慣行の実態、決済手段の在り方等について、事業者・金融機関等を交えた検討会を開催し、今年3月にとりまとめ。 ●手形サイト短縮に向け、16年に50年ぶりとなる手形通達改正、今年3月に手形通達を再改正 ●2024年の手形サイト短縮、2026年の約束手形の利用の廃止に向け、産業界、金融界に対して、自主行動計画の策定・改定を要請。引き続きフォローアップを実施。
型取引の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ●親事業者による金型の保管料負担や不要な金型の廃棄など進展が見られるものの、その進捗は道半ば。 <p><下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・親事業者が木型の廃棄や保管費用の相談をまったく受け付けてくれない。(工作機械)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●型取引適正化推進協議会による、各業界団体からの取組状況の聴取。(昨年8月、12月開催) ●個別企業に対する数万社単位でのフォローアップ調査の実施。 ●型取引の成功事例を示すため、モデル事業者による実証を実施。
知的財産・ノウハウの保護【20年6月追加】	<ul style="list-style-type: none"> ●知的財産権等に関する外部専門人材が少なく、中小企業内において、知的財産等の重要性が認識されておらず、公正な条件での適正な契約を締結できていない。 <p><下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・親事業者が立ち合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。(印刷)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●知財Gメンによる知財活用等の実態調査を実施(昨年7月以降) ●大企業・中小企業、学識者、弁護士、支援機関等有識者による検討会を昨年7月に設置。 ●今年3月に知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形を策定・公表。
働き方改革に伴うしわ寄せ防止【20年6月追加】	<ul style="list-style-type: none"> ●昨年4月からの時間外労働の上限規制の中小企業適用を踏まえ、中小企業の実態把握が必要。 <p><下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・金曜日に仕事を発注し、「土・日曜日にやれ」と言われた。単価の上乗せは認められなかった。(電機・情報通信機器)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一昨年6月に厚生労働省、中小企業庁、公正取引委員会が策定した「しわ寄せ防止総合対策」に基づき、関係機関と連携し、徹底した周知・広報・相談対応等を実施。

【参考】知的財産取引検討会

- **令和2年7月**に有識者を交えた**検討会を設置**。問題事例の確認・整理や今後の対応策について議論。
(座長：寺岡 寛 中京大学経営学部教授)
- **計8回開催**し、知的財産取引に係る問題事例の把握や課題の洗い出しを進めるとともに、
 - ①ノウハウを含め知的財産権を事前の承諾を得ずに、他の目的に利用してはならないこと
 - ②金型の設計図面等の提供を強制しないことなどを示した**ガイドライン及び契約書ひな形を作成・公表**。3月にその内容を「振興基準」に反映し、周知浸透を図っているところ。
- 11月以降には、ガイドラインの定着等に向けて、**外部専門人材の不足への対応**や、**中小企業における知財の重要性の認識向上**に向けた施策についても議論を進め、それらをとりまとめた報告書を**3月に公表**。

中小企業の知的財産に関する取引実態

- **公取委「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」**(令和元年6月)
(報告事例) 営業秘密であるノウハウの開示等を強要される。名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる。等
- **下請Gメン(取引調査員)によるヒアリング**

1. 契約締結前

コスト削減のためという名目で共同研究を持ちかけられても当社の持つノウハウをさらけ出して持って行かれるおそれがあるので簡単には乗れない。<自動車>

2. 工場見学・工場監査

親事業者が立合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。<印刷>

3. 試作品開発

大手メーカー向けに、試作品を製作(特許技術)。内製化しない旨の誓約書を交わしたにもかかわらず、内製化を進めようとしていたことが判明。抗議したところ、「特許侵害の証拠を見せる」といわれた。<半導体>

4. 取引開始後

・過去の主要取引先に金型図面を渡したら、そのまま海外でコピーされた。<化学>
・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。<自動車>

知的財産取引検討会 概要

構成員

学識者、弁護士、弁理士、大企業・中小企業、中小企業支援機関

● オブザーバー

中小企業団体、公正取引委員会、総務省、特許庁、経産省産政局・産技局

論点

- (1)適正な契約締結
⇒ガイドライン・契約のひな形
- (2)外部専門人材の不足
- (3)中小企業における知財重要性の認識

スケジュール

- 第1回 現状と課題の整理(令和2年7月22日)
- 第2回 中小企業へのヒアリング(令和2年7月31日)
- 第3回 ガイドライン・契約書ひな形の方向性の検討(令和2年8月20日)
- 第4回 ガイドライン・契約書ひな形のとりまとめ(令和2年9月24日)
- 第5回～第7回 中小企業における知財活用方策について
- 第8回 とりまとめ(令和3年2月26日)

【参考】約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会

- **令和2年7月**より、有識者を交えた**検討会**を設置し、**更なる支払条件改善に向けた議論**を開始。
(座長:神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授)
- **計6回開催**。手形払いの現金化や、約束手形の以下の論点について議論を行い、3月に公表した報告書を踏まえ、
1) **手形等のサイトは60日以内とすること等を盛り込んだ手形通達の改正と「振興基準」への反映**を行った。
2) **業種特性を踏まえつつ、5年後の約束手形の利用の廃止**に向けて、各産業界・金融界による**自主行動計画の策定・改定を促進**していく。

現状（自主行動計画フォローアップ調査）

①手形払いの現金化：徐々に改善傾向だが、足下では若干悪化

「すべて現金払い」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	49%	53%	57%	52%
受注側	26%	28%	30%	27%

②手形サイトの短縮：改善は道半ば

「60日以内」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	14%	13%	18%	15%
受注側	10%	12%	14%	11%

③手形割引料（金利分）の代金上乘せ：若干改善も不十分

「概ね勘案」の割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受注側	19%	23%	24%

検討会での手形払いの現金化に関する議論

<手形払いの現金化>

- **支払側の8割、受取側の9割が「やめたい」との意向**。主な理由は以下の通り。
支払側：「手形の購入代金・印紙代」
受取側：「繰延せず現金で支払って欲しい（支払サイトが長い）」
※他方、やめられない理由として業界の商慣習や、支払側の意向、自社が受注側となる取引において改善が進んでいないため、自らも現金払いができないとの意見も。

<手形サイト>

- 手形サイトは支払側が決めている構造。支払側は現状のままで良いとする一方、受取側は短縮すべきとの意見が多い。長い支払サイトは、中小企業の資金繰りへの負担に。
- 割引料については、長年の慣行や企業間の力関係で受取人負担となっていることが多いとの意見。

約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会 概要

構成員

- 委員
学識者、弁護士、大企業・中小企業
- オブザーバー
中小企業団体、金融機関団体、フィンテック企業
公正取引委員会、金融庁、経産省商サG

論点

- (1) 約束手形の「更なる現金化」に向けたアクション
- (2) 手形サイトの長さ
- (3) 手形の割引料の負担
- (4) IT化・新しい決済手段の利便性とコスト

スケジュール

- 第1回 現状と課題(令和2年7月31日)
- 第2回 約束手形に関する論点について検討(令和2年8月19日)
- 第3回 中間とりまとめ(令和2年9月14日)
- 第4回・第5回 約束手形に関する論点について
(令和2年11月16日・12月21日)
- 第6回 とりまとめ(令和3年2月19日)

下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和3年7月時点）

- 下請ガイドラインは現在18業種策定、自主行動計画は現在17業種51団体策定。

<下請ガイドライン策定業種>

業種	ガイドライン名称
製造	素形材 素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車 自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等 産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維 繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器 情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア 情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業 広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業 建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業 建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業 トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ 放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業（旧鉄鋼） 金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業 化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業 紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業 印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション制作業 アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	豆腐・油揚げ製造業 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～
食品	牛乳・乳製品 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～

<自主行動計画策定団体>

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材（9団体連名）	日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／素形材センター
機械製造業	日本建設機械工業会 日本工作機械工業会 日本ロボット工業会 日本分析機器工業会 日本産業機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本計量機器工業連合会
航空宇宙工業	日本航空宇宙工業会
繊維（2団体連名）	日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業	日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業 日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会 日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備	日本建材・住宅設備産業協会
金属産業	日本電線工業会 日本鉄鋼連盟 日本アルミニウム協会 日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）	日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
警備業※警察庁より要請	全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請	全日本トラック協会
建設業※国交省より要請	日本建設業連合会
金融業	全国銀行協会

「金属産業取引適正化ガイドライン」の概要（2017年2月策定、2021年9月改定）

□ 既存の鉄鋼ガイドラインを基礎に、非鉄金属もカバーするガイドラインに改編したもの。

□ 業種横断的な課題への対処

- 下請法運用基準に追加された違反事例の中から、金属産業に関連の深いものを抜粋
- 改正手形通達の遵守要請（現金原則、割引料負担、サイト短縮）
- 振興基準の紹介（生産性向上協力等）
- トラック運送業への荷主としての配慮要請

□ 金属業界固有の問題と対処

【問題】

（電線メーカー）

- 納入時に銅価格が低下した際の値引き要求
- 発注書面のない無償配送
- 製造年と納入年が同一でないことを理由とした返品

（鉄骨加工業者）

- 鉄骨製作代金の一部保留

（鋼材加工業者）

- 注文書の交付拒否や事後交付
- 工作図から切板明細への展開の無償提供
- 設計変更により生じた追加費用の未転嫁 等

【対処】

- ① **公取委と連携し、下請法違反のみならず、独禁法の「優越的地位の濫用」のおそれにも言及。**
- ② **建設業界相手の取引問題については、国交省へ改善の働きかけを実施。 等**

○ 2021年の改定におけるポイント

- ① 令和2年、3年に以下の項目に関して、振興基準が改正されたことを受け、「未来志向型の取引慣行に向けて」及びガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂を行った。
 - 型取引の適正化（令和2年）
 - 電子化推進（令和2年）
 - 知的財産の取り扱い（令和3年）
 - 親事業者に対する協議環境の整備（令和3年）
 - 手形等の支払サイト（令和3年）
- ② 令和3年6月に政府が策定した「成長戦略実行計画」において、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組促進のための方針が記載された旨を追記した。

○ 改善の働きかけの内容

- ① 経済産業省製造産業局長と国土交通省土地・建設産業局長の連名で、建設業団体（106団体）宛に鉄骨加工業者、電線メーカー、鋼材加工業者との取引条件の改善に向けた要請文を发出（2017年3月）。
- ② 2017年11～12月の建設業取引適正化推進月間講習会（ゼネコン向け全国9箇所）において、金属課から①の要請文の内容を説明。
- ③ 2018年11月、自動車工業会材料部会において、金属課長より、自動車各社に対し、集中購買制度における支給材価格の適正な設定など、取引適正ガイドラインの遵守を要請。

【参考】金属産業の取引条件改善に向けた業界の声

- 2017年2月の金属産業取引適正化ガイドラインの策定以降も、関係団体・企業から、取引実態の情報提供や取引条件改善に向けた相談を受けている。

<相談内容の例>

① 納期遅れと原材料価格上昇分の未転嫁（鉄筋コンクリート用棒鋼メーカー）

- 建設業界の特に大型案件において、契約書上の納期が守られず、納期が後ろ倒しにされる傾向がある。
- また異形棒鋼の取引において、契約時から納入時まで原材料価格（スクラップ価格）が上昇していたとしても、契約時の単価で据え置いたままにされ、価格変更に応じてくれない。

② 生産計画内示の精度のずれ（特殊鋼メーカー、線材加工メーカー）

- 自動車業界と鉄鋼生産・加工メーカーの間では、納期の約3か月前に注文の内示を受ける商慣習があるが、内示での発注量と実際の発注量に大きな乖離がある場合があり、在庫リスクを鉄鋼業界側で負っている。

③ 件名先物契約の問題（電線メーカー）

- 電線メーカーの代理店や専業卸売業者は、電設工事業者と納期が数か月先の契約（件名先物契約）を締結しているが、多くの契約において、契約数量の±10%以内であれば実際の契約数量を買い手が一方的に指定できる条項を盛り込んでいる。

④ 事業環境の変化により発生するコスト負担の増加（鋼帯加工メーカー）

- 人手不足による人件費高騰や運賃価格の上昇等といった事業環境の変化により発生するコスト等について、適正な価格転嫁がなされていない。

⑤ 働き方改革に伴うしわ寄せ（アルミメーカー）

- 働き方改革によって、大手ユーザーからデータの入力などを押し付けられており、業務の負担が増えている。経済産業省や厚生労働省の指導は入っているが、文書の指導だけでは実効性がない。

【参考】取引条件の改善に向けた要請文①

20170323 製局第4号
国土建推第36号
平成29年3月29日

建設業団体の長 あて

経済産業省製造産業局長

国土交通省土地・建設産業局長

鉄骨加工業者との取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すなど、取引条件の改善を進めているところです。今般、鉄骨加工業者との取引について、実態調査を行ったところ、元請負人である建設業者が、下請負人である鉄骨加工業者が施工した出来形部分に相当する下請代金を支払う際、代金の一部を保留し、契約工事全体が完成するまで支払わない事例があることが判明しました。

また、支払保留については、約15%の建設業者が行っており、また、保留の理由としても、「工事目的物の瑕疵を担保するため」、「自社の資金繰りが悪化するのを避けるため」、「特に理由はないが、慣例となっているため」など、本来、契約上の瑕疵担保条項で対応すべきものや、下請負人の責によらないもの、明確な理由もなく行われているものであることが明らかとなっております。（国土交通省「平成28年度下請取引等実態調査結果」。平成28年12月27日）

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、鉄骨加工業者との取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いします。

記

1. 元請負人が出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けた場合や元請負人が下請負人から建設工事の目的物の引渡しを受けた場合にお

ける支払保留は、建設業法の規制を受けるほか、取引上優越した地位にある建設業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対し、不利益を与えることは、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。

また、法令に抵触しない場合であっても、政府として下請等中小企業との取引条件の改善を強く押し進める中で、不適切な支払保留を解消することが、重要である。

2. ついては、鉄骨加工業者と下請契約する際には、この点に留意し、取引の適正化を図る必要がある。具体的には、次の点を踏まえ、契約の締結及び履行を行うこと。

下請代金は、元請負人と下請負人の合意により交わされた下請契約書に基づいて適正に支払われなければならないこと。また、下請契約の締結に当たり、出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法を、下請工事の着工前に書面により行わなければならないこと（建設業法第19条第1項第4号）。

3. なお、月ごとの出来形部分について支払保留を行う場合であっても、例えば、翌月の支払時において、その保留分を解除する契約内容にするなど、鉄骨加工業者に配慮すること。

【参考】取引条件の改善に向けた要請文②

20170323 製局第 5 号
国土建推第 37 号
平成 29 年 3 月 29 日

建設業団体の長 あて

経済産業省製造産業局長

国土交通省土地・建設産業局長

電線の取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すとともに、13年ぶりに下請法の運用基準を抜本改正して違反行為を明確にするなど、取引条件の改善を進めているところです。今般、電線に係る取引について、実態調査を行ったところ、下記のような取引行為があることが判明しました。取引上優越した地位にある電設工事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対し不利益を与えることは、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に当たるおそれがあります。

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、電線の取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 電線メーカーの代理店又は専門卸売業者は、電設工事業者との間で納期が数か月先の案件の契約を締結する際、電設工事業者及び電線メーカーとの間で銅の件名先物契約を行い、その価格を基礎に諸経費や利潤を追加した価格を算定、契約金額を確定している。

ところが、電線の実際の納入時に銅のスポット価格が契約単価を下回ると、電設工事業者から値引きを要求され、断ると引取り拒否をされる場合がある。また、逆にスポット価格が契約単価を上回ると、契約金額を据え置いたまま、

契約数量以上の数量を納入するよう求められる場合がある。

このような場合は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」の「受領拒否」又は「減額」に該当するおそれがあり、電設工事業者は、契約内容（製品単価、納入量、契約金額等）を厳守する必要がある。

取引当事者はこの点に留意し、取引の適正化を図ることが望まれる。具体的には、契約時点でリスクや変動要因について可能な限り想定しつつ契約するとともに、当該契約内容にある条件を厳守することが重要である。

2. 電線メーカーの代理店又は専門卸売業者は、電設工事業者に対し電線を配送する際、合意に無い条件での配送を無償で求められる場合がある。

例えば、(ア)通常は平日の定期便による配送のところ、日祭日、夜間・早朝、時間指定などのチャーター便を必要とする配送への変更要求、(イ)通常は軒先渡しのところ特殊箇所への納入への変更要求を受けるが、それらにより追加的に発生する運送費等を請求しても負担してもらえず、一方的に負担させられる場合がある。

これらの行為は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」の「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等」に該当するおそれがある。

取引当事者はこの点に留意し、取引の適正化を図ることが望まれる。具体的には、契約時点で配送条件等を明確に確認しつつ契約し、当該契約条件を厳守することが重要である。

3. 電線メーカーの代理店、専門卸売業者等が電設工事業者に対し、公共工事向けをはじめ電線を納品する際、新品の電線であり、性能・特性に問題が無い製品であるにもかかわらず、製造年が納入・検収年と同一でないことを理由に、返品又は再納入を要求される場合がある。

ここで、公共建築工事において広く使用されている「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」において、電線は、「新品」（製品に保証される品質が製造所から出荷された状態のもの）である必要はあるが、製造年が納入・検収年と同一であることまで求められているものではない。（※）

電線は、納入の集中化や適時納入対応等のため、保管環境を管理した上で在庫運用を通常とする品種が多く、製造年と納入年が数年程度異なっている。品質・性能を毀損することはほとんどないと考えられている。

このため、電線については、通常は、未使用品であれば新品（「製品に保証される品質が製造所から出荷された状態であるもの」。再掲）と同等と考えられ、電線の購入に際しては、未使用品を新品として扱うことが適当である。なお、仮に品質確認が必要な場合は、電線メーカーにおいて製造ロット単位等で品質確認を行うことができるため、個別に電線メーカーへ問い合わせをすることが望まれる。

※「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成 28 年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）では、「第 1 編 1.4.2 機材の品質等」に、「(a) 工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくても良い。」と定められ、その解説にあたる「電気設備工事監理指針 平成 28 年版」（一般社団法人公共建築協会発行。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）では、「第 1 編 1.4.2 機材の品質等」に、「(2)「標仕」1.4.2(a)では、設計図書に定める品質性能を有する新品としているが、これは、通常、機材に保証される品質が製造所から出荷された状態のものであり、この品質性能を前提に設計されているからである。」としている。電線に求められる品質等についても同様であると解釈され、製造年のみに依るものではない。

【参考】取引条件の改善に向けた要請文③

20170323 製局第 6 号
国土建推第 38 号
平成 29 年 3 月 29 日

建設業団体の長 あて

経済産業省製造産業局長

国土交通省土地・建設産業局長

鋼材加工業者との取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すとともに、13年ぶりに下請法の運用基準を抜本改正して違反行為を明確にするなど、下請取引の条件改善を進めているところです。

鉄骨加工業者は、建設業者等から鉄骨の製造を請け負っている場合に、その鉄骨の製造に必要な鋼材の加工を、鋼材加工業者に委託することが行われていますが、今般、鉄骨加工業者と鋼材加工業者との取引について、実態調査を行ったところ、下記のような取引行為があることが判明しました。下請法（以下「法」といいます。）の適用対象となる取引において下記のような行為を行うことは、同法の規定に違反するおそれがあります。

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、鋼材加工業者との取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 鋼材加工業者は、
（ア）鉄骨加工業者から注文書が交付されず、依頼をしても交付を拒まれる
（イ）既に材料を購入、加工し、製品を納入した後になって、鉄骨加工業者から、まとめて書面を交付される

場合がある。このような場合は、書面の交付義務（法第3条）の規定に違反するおそれがある。

下請取引において、発注内容・支払条件が不明確なことによるトラブルを未然防止する観点から、書面交付は、発注の都度、直ちに行う必要がある。

2. 鋼材加工業者は、鉄骨加工業者から無償で、工作図から切板明細への展開を依頼される場合がある。加工の一工程として委託内容に含まれている場合に当該費用を負担しないことは、買ったときの禁止（法第4条第1項第5号）の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、注文内容の内訳として、工作図から切板明細への展開発注を明確化するとともに、その対価について、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な設定をすることが望まれる。

3. 鋼材加工業者が鉄骨加工業者から注文を受けた後、材料を購入、加工している間に、当初の設計に変更が加わり、結果、必要以上に鋼材を購入したり、加工後の鋼材が不要となる場合（余材発生）がある。必要以上に購入した鋼材や余材は、他に転用するとしても歩留ロスを生じることが多く、特にこの鋼材がミルシート（鋼材検査証明書）に工事名などを表記された専用材の場合には、他に転用すること自体極めて困難である。また、「今後この鋼材を購入するから」等と言われながら長期間購入してもらえず、歩留低下等による費用増分のみならず、倉庫での保管費用も負担してもらえない場合もある。

発注後に設計変更し、その設計変更により鋼材加工業者に生じた費用を負担しないことは、不当な給付内容の変更の禁止（法第4条第2項第4号）の規定に違反するおそれがある。また、保管費用を支払わないことは、不当な経済上の利益の提供要請の禁止（法第4条第2項第3号）の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、発注時に決定した数量に満たない納品数量で発注を中断せざるを得なくなった場合には、鋼材加工業者が生産に要した費用を負担することが望まれる。また、鉄骨加工業者は、倉庫での保管費用等の追加経費について、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な経費を設定することが望まれる。

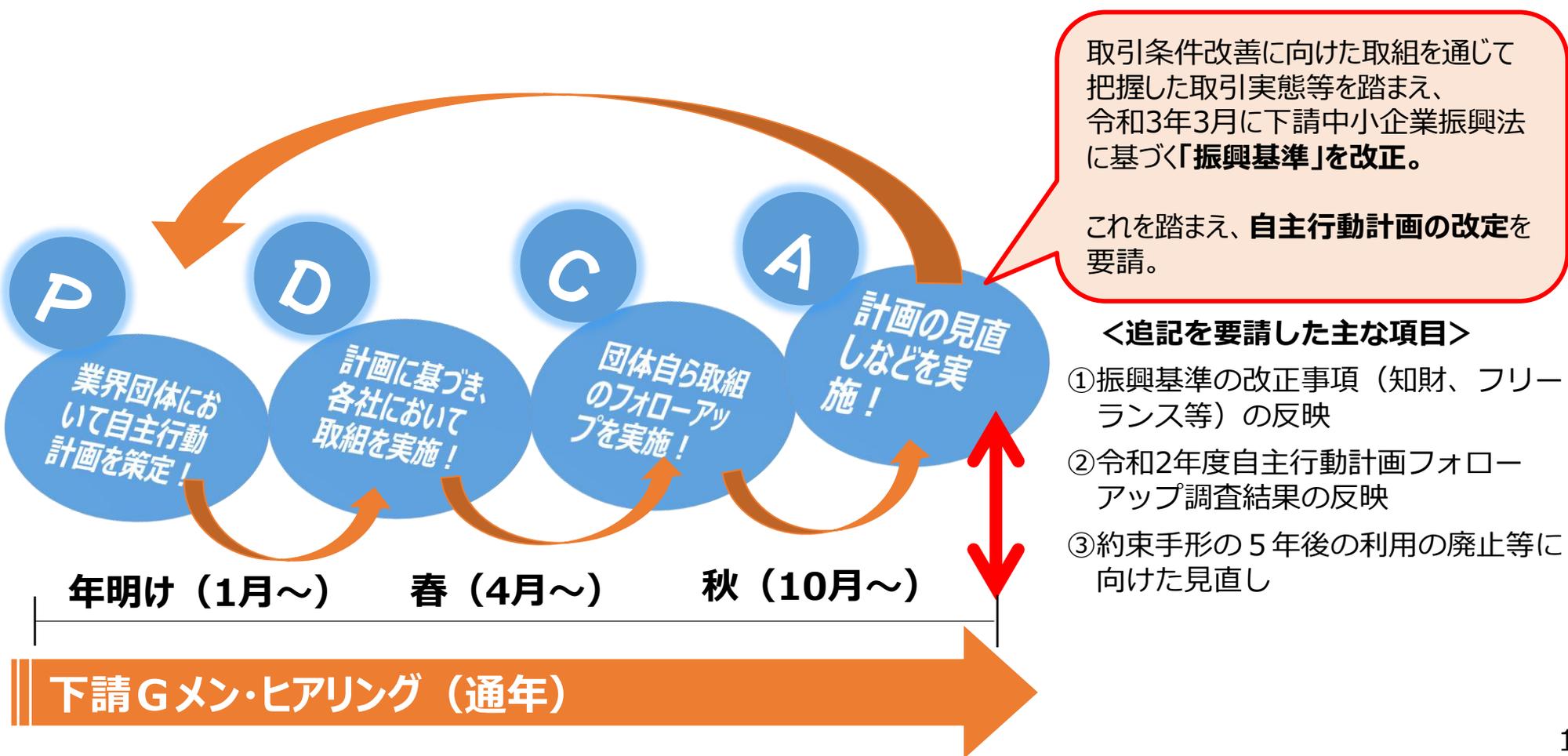
4. 鋼材加工業者は、鉄骨加工業者から、発注の書面に無い条件での配送を無償で求められる場合がある。（例えば、契約後、鉄骨加工業者から、（ア）予め決まっていた納入先を変更する、（イ）納入先を分納する、（ウ）搬入車両を指定する、（エ）遠隔地への期日指定をする等の追加要求を受けるが、それらに伴う追加費用の負担をしてもらえない等。）

このような場合は、不当な給付内容の変更の禁止（法第4条第2項第4号）の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、委託代金に含まれる製品の運送経費について、1回の発送量や運搬形態等の条件を加味しながら、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な経費を設定することが望まれる。

取引適正化に向けた更なる取組（自主行動計画）

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



自主行動計画に関する動き

- 世耕大臣より、業界団体との懇談会の場を通じて、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定と着実な実行を要請。（一部、事務方より要請。）
- 自動車産業をはじめとして、これまでに**17業種51団体**が応諾（2021年7月時点）し、2020年度からは金属産業に係る計画も策定・実施。

主な自主行動計画を策定する業種及び団体名（一部）

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会（令和2年9月18日改訂） 日本自動車部品工業会（令和2年10月29日改訂）
素形材	素形材センター（平成31年4月25日改訂）
建設機械	日本建設機械工業会（令和元年5月9日改訂）
⋮	⋮
金属産業	日本電線工業会（令和2年3月25日策定） 日本鉄鋼連盟（令和2年4月28日策定） 日本アルミニウム協会（令和2年9月28日策定） 日本伸銅協会（令和3年5月26日策定）

令和2年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（12業種44団体）が令和2年9～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点三課題について、「不合理な原価低減要請」、「型管理の適正化」については改善。
- 一方、下請代金の支払条件については、「現金払い化」「手形等のサイト短縮」のいずれも若干悪化しており、今後の課題。
※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。
（回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択）
- 認識のズレの解消等を目的に、取引問題小委員会にて、策定業界団体が一堂に会し、公開の場で調査結果等について議論。

<重点三課題 改善割合>

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①不合理な原価低減要請を行わない／受けていない （「実施済」と答えた企業の割合）	発注	81%	81%	86%	89%
	受注	40%	51%	56%	59%
②－1 型管理の適正化（※1） 型の返却・廃棄の促進（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	39%	39%	50%	55%
	受注	23%	15%	18%	22%
②－2 型管理の適正化（※1） 型の保管費用の発注側負担（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	32%	40%	44%	48%
	受注	17%	13%	14%	17%
③－1 下請代金をすべて現金で 支払っている／受け取っている	発注	49%	53%	57%	52%
	受注	26%	28%	30%	27%
③－2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内（※2）	発注	14%	13%	18%	15%
	受注	10%	12%	14%	11%

※1 ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

※2 ③-2手形サイトにおいては、「60日以内」の割合は回答項目「30日以内」「60日以内」の合計から算出。

【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果

- 取引対価へのコストの反映状況については、発注・受注間で、認識に30ポイント以上の差がある。
- 「型管理の適正化」については、発注・受注ともに、「改善された・やや改善された」との回答が半数以上を占め、着実に改善している。

①適正な価格決定

- 取引対価へのコストの反映状況について、全体として改善傾向。
- 一方で、発注側と受注側での認識のズレは、依然30ポイント以上の差がある。

<取引対価に「概ね反映できた」割合>

	労務費			原材料価格			エネルギー価格		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	57%	68%	74%	69%	77%	80%	55%	68%	73%
受注側	20%	27%	36%	36%	37%	47%	21%	27%	33%

②型管理の適正化

- 1年前からの改善状況について、「改善された」「やや改善された」との回答が、発注・受注ともに、半数以上を占め、「改善されていない」との回答を大きく上回っている。
- 改善内容は、発注・受注ともに、「不要な型の廃棄が実現した」の回答が最多。

<直近一年間での型管理に関する改善状況>

	改善された	やや改善された	改善されていない	型管理の課題はない
発注側	30%	36%	9%	25%
受注側	11%	45%	28%	16%

【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果

- 「支払条件」については、発注・受注ともに、「全て現金払い」の割合は若干悪化。
- 手形サイトは、大半が「90日以内」もしくは「120日以内」に偏っている。
- 大企業間取引の現金払い化については、取組が進んでいない。
- 「働き方改革」の影響については、特に影響はないという回答が最も多い。しかし、短納期発注等によるコストの適正負担については、発注・受注間で認識にズレがある。

③ 支払条件

- 発注・受注ともに、「全て現金払い」は若干悪化。
- 手形サイトについては、発注・受注ともに「60日以内」の割合が減少。大半が「90日以内」もしくは「120日以内」に偏っている状況。
- 大企業間の取引においては、発注側の「全て現金払い」の回答率が35%で変化なし。

<下請事業者への支払条件(全て現金払いの割合)>

<下請事業者への支払条件(手形サイト60日以内の割合)>

「全て現金払い」の割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度	「60日以内」の割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	53%	57%	52%	発注側	13%	18%	15%
受注側	28%	30%	27%	受注側	12%	14%	11%

④ 働き方改革

- 発注側企業・受注側企業ともに、「特に影響はない」という回答が最も多い。
- 影響があるものとしては、「急な対応の依頼の増加」や「短納期での発注の増加」が挙げられている。
- 短納期発注や急な仕様変更があった場合に発生したコストを発注側が適正に負担したかどうかについて、「概ねできた」との回答率は、発注側(30%)と受注側(16%)で14ポイントの差が存在。

2. パートナーシップ構築宣言について

「パートナーシップ構築宣言」について

- ・ パートナーシップ構築宣言は、企業規模に関わらず、「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言するもの。
- ・ 新たなパートナーシップ構築では、
 - (1) **サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携**（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン調達等）
 - (2) 「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）

に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言。**

宣言イメージ

労務費・原材料価格等の上昇

下請け・受注者

材料費が高騰したので、
価格転嫁したい…
下請代金を手形ではなく
現金で支払って欲しい…



取引価格への転嫁

望ましい取引慣行
(価格協議に応じるなど)

親会社・発注者

下請事業者からの協議
の申し入れに応じる！
不合理な価格低減要請
は行わない！

宣言



宣言の内容

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

【定型部分】直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【個別記載部分】a.企業間の連携／b.IT実装支援／c.専門人材マッチング／d.グリーン化の取組

2. 「振興基準」の遵守

【定型部分】親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

【個別記載部分】①価格決定方法／②型管理などのコスト負担／③手形などの支払条件／④知的財産・ノウハウ／⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

〇〇株式会社 代表取締役 経産 太郎

宣言を行った企業に対する支援

- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで、取組のPRが可能となる。
- 経済産業省が実施する一部の補助金で加点措置を受けることが可能。

ロゴマーク



＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がうまく噛み合い、
共存共栄していく

※「宣言」の取組を実践することで、**「SDGs」に掲げる5つの目標**に取り組んでいることとなります。

- 3. すべての人に健康と福祉を
- 8. 働きがいも経済成長も
- 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10. 人や国の不平等をなくそう
- 17. パートナーシップで目標を達成しよう



加点措置を設けている補助金

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

(一般型、グローバル展開型)

➡革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

②ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金

(企業間連携型、サプライチェーン型)

➡複数の中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む、生産性向上に資する生産プロセスの改善等を行うための設備投資や、幹事企業が主導し中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組等を行う事業者を支援。

③先進的省エネルギー投資促進支援事業

➡省エネルギー設備に入れ替える企業（大企業を含む）を支援。

④産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業

➡高効率ヒートポンプを新設または増設する企業（大企業を含む）を支援。

【参考】「パートナーシップ構築宣言」の状況

- ・ 製造業、建設業はじめ様々な業種の企業が宣言しており、宣言企業は、9月1日時点で1,381社。
- ・ 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表される。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 登録 情報コーナー FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト

「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク

登録企業リスト
現在の登録数
1356社

「パートナーシップ構築宣言」の
概要
登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の
登録

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■宣言企業の内訳

業種	宣言企業数
製造業 (うち、輸送用機械器具製造業37社)	449
建設業	152
情報通信業	116
小売業	102
運輸業	55
その他	507

【参考】未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- 中小企業・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないよう、取引適正化等を促進するため、2020年5月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」の第1回会議を開催。「**パートナーシップ構築宣言**」の枠組みを導入。
- 構成員：
共同議長 梶山経済産業大臣、西村内閣府特命担当大臣
関係閣僚 厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣
官 邸 官房副長官(衆・参)
関係団体 日本商工会議所、日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会
- 2020年11月18日に第2回会議(総理出席)を開催し、「パートナーシップ構築宣言」の宣言状況のフォローアップを行った。
- **今後も政府を挙げて宣言の取組を推進する。**

【参考】中小企業と大企業が取り組む「共存共栄」事例

コマニー株式会社 【宣言企業】

事業概要

- パーティションやドア商品等の製造・販売・建築工事。
(オフィス、工場、教育施設、医療福祉施設、公共・商業施設等)
- 従業員数：1,102名

経営理念・パートナーシップ構築宣言への思い

- パートナーシップ構築宣言以前から、取引先とはパートナーとして共存共栄の関係を築き、**公平かつ公正な取引を行う努力を続けてきた。**
- 取引先との関係を50/50にすることで、**お互いの仕事の質が上がり、成長にもつながる。**

公平かつ公正な取引を行うための取組

- 顧客満足度調査だけでなく、**従業員や取引先に対しても満足度調査を実施。**その結果を踏まえ、反省点をピックアップして改善の取組を行っている。この取組により、仕入れ担当者が緊張感を持って仕事に取り組むようになった。
- **仕入れ価格を押し付けず、相場を常にチェックして交渉している。**

株式会社大栄螺旋工業 【取引先が宣言企業】

事業概要

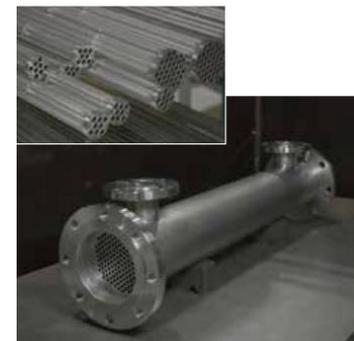
- ステンレス製フレキシブル継手を製造販売。
- その技術を生かし、熱交換器の製造販売にも参入。

大阪ガスとの技術連携のきっかけ

- 熱交換器メーカーとしては後発メーカーであり、**販売に苦戦**していた。
- そのような中で、**大阪商工会議所のオープンイノベーションフォーラム「MoTTo OSAKA」**を知り、大阪ガスとの技術連携に名乗り出たことが、**大阪ガスと連携するきっかけ**となった。

技術連携による効果

- 大阪ガスのグループ会社から熱交換器関連の発注を継続的にいただけるようになり、**熱交換器事業の売り上げが3割増**となった。
- 他にもエネルギー関連分野、ボイラー業界からの引き合いも増え、**一つの挑戦が次につながり、また広がる好循環**ができている。

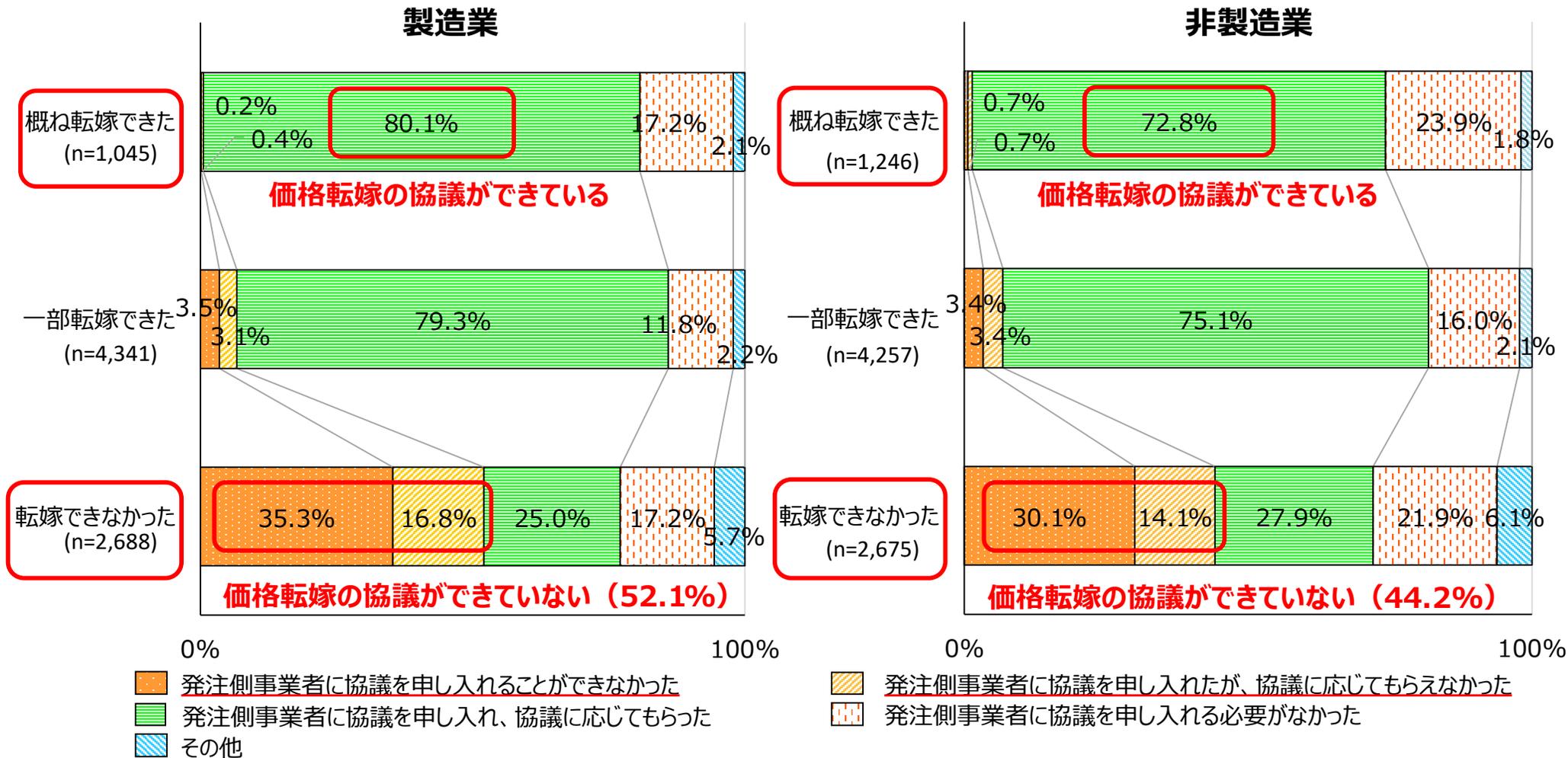


<大栄螺旋工業の熱交換器>

3. 価格交渉促進月間について

価格交渉の必要性（価格転嫁と価格交渉の申し入れの状況）

- 発注側事業者と協議ができれば、価格転嫁もできる傾向。
- 他方で、価格転嫁ができなかった事業者の約50%は、価格転嫁の協議すらできていない。



(出典) 帝国データバンク「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業」

(注1) 1. 受注側事業者に対するアンケート結果のうち、製造業と非製造業を集計。

2. 直近1年間のコスト全般の変動について価格転嫁の状況と、発注側事業者に対する価格転嫁の協議の申し入れの状況を確認。

価格交渉促進月間について

- 依然として発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態が存在。
- 最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、「価格交渉促進月間」を9月に設定。

実施事項

1. キックオフイベント

- 梶山大臣、十倉経団連会長、三村日商会頭のほか、各業界の主要企業の経営者が一堂に会し、トークセッション形式のキックオフイベントを実施。
- 上記の主要企業から、取引先中小企業との共存共栄に向けた方針や取組などを紹介。

2. 受注側企業への状況調査

- 価格交渉促進月間終了後の10月に、受注側企業に対して、①下請Gメンによる重点的なヒアリング（2千社程度）、②アンケート調査（数万社に対して配布予定）を実施。

3. 発注側企業への周知

- 上記調査結果について、①先進的な取組、グッドプラクティスの公表、②アンケートの回答を集計し、公表、③下請代金法に違反する事案は、公取と連携して対処すること等を、発注側企業へ幅広く周知。

4. 広報

- 新聞やチラシ等を用いて取組を周知。

5. 講習・研修・相談等

- 受注側企業の価格交渉者向けの価格交渉についてのセミナーや講習会等をオンライン形式で実施。 26

【参考】キックオフイベントの開催

- 「価格交渉促進月間」において、受注側企業から発注側企業に対して、積極的に価格交渉が行われるような環境を整備するため、**9月2日に「キックオフイベント」を開催。**
- 梶山経済産業大臣から、発注側企業と受注側企業との価格交渉を促進する意義や決意について表明し、産業界に協力を呼びかけた。

1. 出席者

- 経産省 : 梶山大臣
経済団体 : 経団連・十倉会長
 日商・三村会頭
大企業 : IHI・識名副社長
 帝人・小山常務
 デンソー・有馬社長
 村田製作所・中島社長
中小企業 : 伊藤鉄工・伊藤社長
 ダイヤ精機・諏訪社長

2. 実施内容

- ①冒頭挨拶
(梶山経産大臣、十倉・経団連会長、三村・日商会頭)
- ②大企業と中小企業の各経営者等によるトークセッション
- ③締めくり挨拶 (梶山経済産業大臣)



※当日の様子はYoutubeで視聴可能
(<https://www.youtube.com/watch?v=TM9gVjSTsMc>)

【参考】広報の実施

- 価格交渉促進月間について、より多くの中小企業・小規模事業者にも認知してもらうため、様々な広報活動を展開。
- 価格交渉月間に関するポスターや、受注側企業の交渉担当者が交渉現場で使用可能な「価格交渉現場応援ペーパー」を作成し、中小企業支援機関や業間団体等を通じ、国内事業者にも広く周知。



9月
は
価
格
交
渉
促
進
月
間
で
す。

その技術と経験に
見合う対価を。

中小企業庁では、発注側企業と受注側企業の間で、
適正な価格に基づく適正な取引が行われるよう、
価格交渉に関する様々な施策を実施いたします。

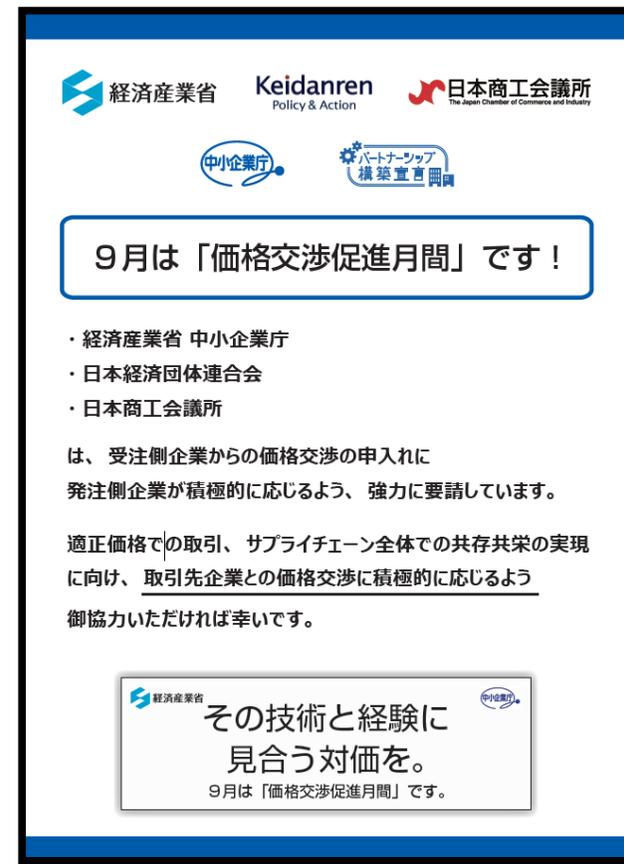
適正取引講習会 2021 オンライン講習会 **参加無料**

価格交渉サポート 発注側企業と受注側企業を対して「技術や材料知識」相互の転換を促さないが、 その立場が逆転しないよう受注側企業側の、価格交渉を促すための ノウハウや方法を幅広く多くの事業者を支援いたします。 2021年8月下旬～2022年2月(全20回) / 参加500名	下請法 下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守に向け、 事業者を中心とした関係者による取組に基いた了請取組に関する 講習会を開催いたします。 2021年9月上旬～2022年2月(全10回) / 参加500名
---	---

お申し込みは「適正取引支援サイト」から
<https://tekitisupport.go.jp/>

主催
経済産業省 中小企業庁 公正取引委員会 事務局 株式会社Keidanren
事務局
03-6520-6770(平日9:00～17:00) 03-6520-6771
tekitisupport@keidanren.go.jp

価格交渉促進月間のポスター



経済産業省 Keidanren Policy & Action 日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

中小企業庁 パートナシップ構築宣言

9月
は
「価格交渉促進月間」
です！

- ・ 経済産業省 中小企業庁
- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 日本商工会議所

は、受注側企業からの価格交渉の申入れに
発注側企業が積極的に応じるよう、強力に要請しています。

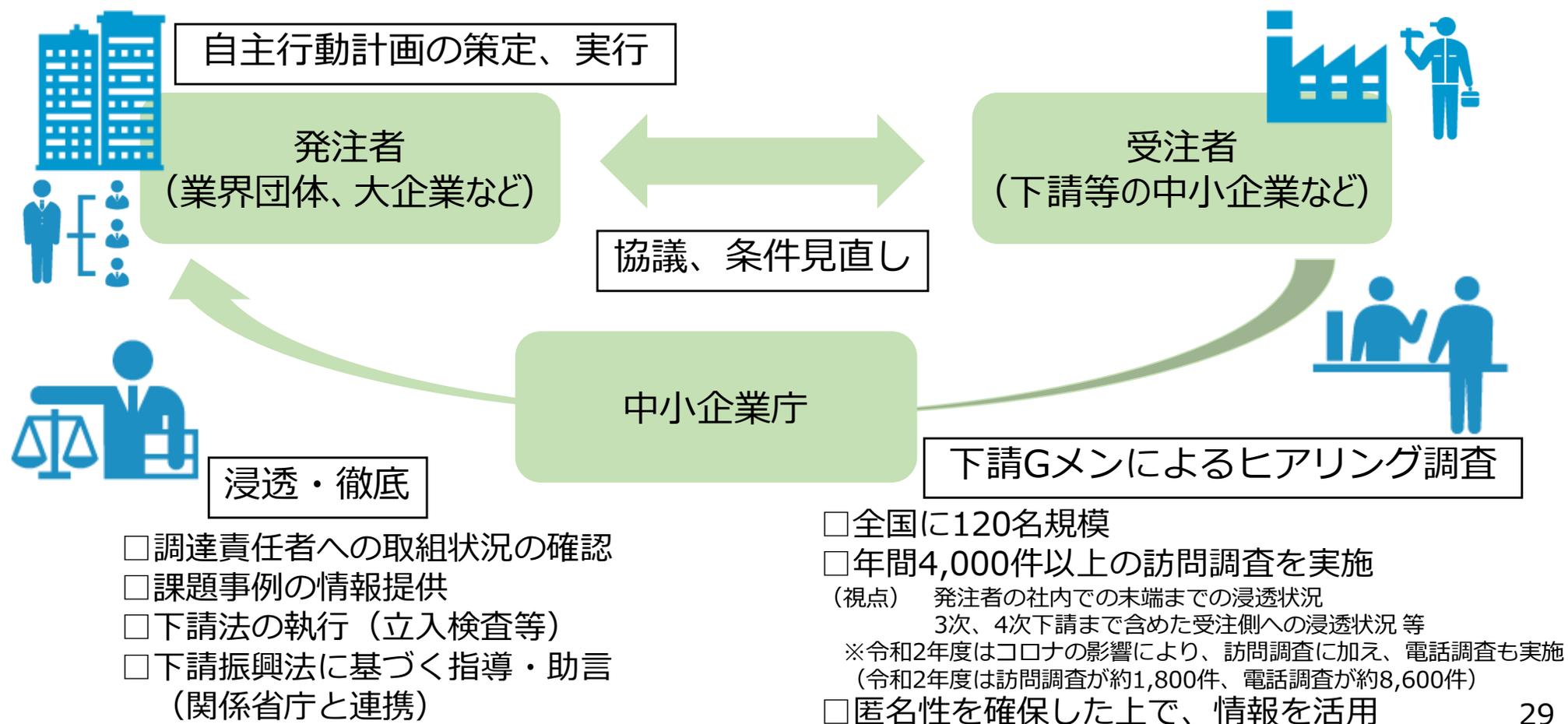
適正価格での取引、サプライチェーン全体での共存共栄の実現
に向け、取引先企業との価格交渉に積極的に応じるよう
御協力いただければ幸いです。

その技術と経験に
見合う対価を。
9月
は
「価格交渉促進月間」
です。

「価格交渉現場応援ペーパー」

【参考】下請Gメンヒアリング

- 平成29年から取引調査員（下請Gメン）を配置（当初80名、平成30年4月から120名規模）。全国の下請中小企業を訪問してのヒアリングを本格的に実施中。
- 年間4,000件の下請中小企業を訪問。聞き取った現場の声を発注者側にフィードバックし、取組の浸透、徹底を図る。（平成29年1月から令和3年3月まで、22,615件のヒアリングを実施。）



下請Gメンヒアリング等を通じた具体的事例

- 下請Gメンヒアリング等において、型取引の保管料が支払われるようになった、支払いが手形から現金になったなどの**好事例**が見られる一方、足下でも問題のある事例もあがってきている。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（）内は親事業者の業種/聴取時期

①【価格決定方法の適正化】

- 30年ほど仕様変更が無く価格が据え置かれていた建設資材について、加工賃を交渉して値上げしてもらった。（建設業/令和3年6月）
- 通信インフラの保守・管理契約は、基本的に2年で自動継続だが、希望をすれば契約の区切り時に、その時期の物価や労務費の状況を考慮して協議が行われ、適正に価格へ反映できている（建設業/令和3年5月）
- 値上げ要請や運賃等の価格転嫁ができるようになった。（鉄鋼/令和3年7月）
- 親事業者の投資でコスト改善提案を促してくれる。生産性を上げ、コストを下げて双方がメリットを得ることができる良い関係であり、紳士的な取引先である。（鉄鋼/令和3年7月）
- 2021年に材料の仕入価格が高騰のために値上げを要請したところ、認めてくれた。（建材・住宅設備/令和3年7月）
- 原材料の価格転嫁は100%了解。継続品は、ｶｽﾀｲﾂ`の変更等、原材料の変化は転嫁してくれる。（建材・住宅設備/令和2年12月）
- ▲半年に一度、納入品一覧を送付してきて値下げ額の提示を求めてくる。仕入先ごとの値下げ目標額も定められ、値引き目標額達成まで、個々の納入品の値下げ額の調整をさせられる。値下げ額の報告期限もあり、確定した価格は、以前の納品分にも遡って適用される。（建設業/令和2年10月）
- ▲数年に1~2回程度、継続受注品について強制的な値引き要求があり、10%単位での値引きをさせられる。（建設業/令和2年10月）
- ▲毎年、作業単価について一方的に指値でFAXで書面が送られてくる。取引依存度の高い主要取引先のため、断れず、10年前と比べても単価は下がっている。（鉄鋼/令和3年3月）
- ▲親事業者は、親会社が決める労務費を強要してくる。親事業者の立場を考慮し今後の取引で当社の損失を補う約束で、ある程度要請を受けることになる（鉄鋼/令和3年3月）
- ▲親事業者は、外注先に対する発注価格を自社が受注した価格の約30%と決めており、仕事の内容に関わらず提示してくる（鉄鋼/令和2年12月）
- ▲数量条件を明記したﾛｯﾄ見積書で合意しているにも拘わらず、その後小ﾛｯﾄ価格での発注価格を認めてくれない。（建材・住宅設備/令和2年9月）
- ▲セメント運送費について、10~20年変わっていない。度重なる交渉で親事業者も状況はわかってきたようだが、値上げは未だ受け入れて貰えない。（建材・住宅設備/令和3年2月）
- ▲継続品の価格改定について原材料費や労務費の上昇分も含めた交渉を行うが、同業他社が低価格のまま改定要求がないことを理由に、応じてもらえないことが多い。（建材・住宅設備/令和2年11月）
- ▲原材料の価格転嫁等の単価変更は殆ど出来ない。（建材・住宅設備/令和2年12月）

下請Gメンヒアリング等を通じた具体的事例

- 下請Gメンヒアリング等において、型取引の保管料が支払われるようになった、支払いが手形から現金になったなどの**好事例**が見られる一方、足下でも問題のある事例もあがってきている。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（）内は親事業者の業種/聴取時期

②【支払条件の改善】

- 親事業者からの申し出により2019年12月から、「月末締め、翌月末払い、ファクタリング(サイト115日)」から「100%現金」となった。(映像関連機器/4月)
- 以前は半金半手(現金50%、手形50%)のサイト120日であったが、親事業者から申し出が有り、1年前の2020年4月から100%現金払いに改善された。(輸送用機械器具製造業/4月)
- ▲親事業者に対し、支払を手形から現金にするよう要望し、実現したが入金時に一方的に3%引いて振込まれた。(印刷業/2月)
- ▲支払条件が月末締め翌月20日支払いの電子債権サイト180日。長すぎるので改善してほしい。(自動車/4月)

③【型取引の適正化】

- 昔は廃却申請を出しても廃却可の返事が返ってこなかったが、一昨年(2019年)位から1週間以内に返事がくるようになった。取組みの成果だと思われる。(自動車/4月)
- 金型の所有権は自社で小型の1,000型を所有しており、保管費用、廃棄に関する書面での取り決めはないが、保管費用を負担してもらえようになり、長期末使用型は親事業者の了承を得た上で廃棄も認めてもらえるようになった。(自動車/4月)
- 2019年頃から当社から申し出れば親事業者から預かっている金型の廃棄ができるようになるとともに、保管料も支払われるようになった。(電機・情報通信機器/4月)
- ▲15年超の型の保管料、廃棄申請が認められない。未使用の型も保管しており、コストのしわ寄せが出ている。(輸送用機械器具製造業/4月)
- ▲廃棄要請しても親事業者の担当が動かず、要請自体を諦めている。(自動車/4月)

④【知財・ノウハウの保護】

- 当社の知的財産については、過度な情報提供もなく、当社の要望も盛り込まれた契約内容になっている。(航空宇宙/4月)
- ▲治具図の作成依頼を取引先から受け、図面を渡したら他社に発注された。(自動車/4月)
- ▲エンドユーザーから製品仕様書の提出を求められ、親事業者を經由で秘匿すべき製品ノウハウ情報の提供を強要された。秘密保持契約は結んでいるが、親事業者側に有利な片務的な契約内容になっている。(航空宇宙/4月)

⑤【働き方改革に伴うしわ寄せ防止】

- 働き方改革が始まってから休日や夜間の作業を求められることが少なくなり、時間管理が楽になった。(産業機械/4月)
- ▲働き方改革施行前は親事業者で実施していた検査等を当社に依頼することが増えた。業務が増えた分を請求しようとすると、了承はするが他社は無償で実施していると言われ、当社も無償で実施せざるを得ない。(自動車/4月)

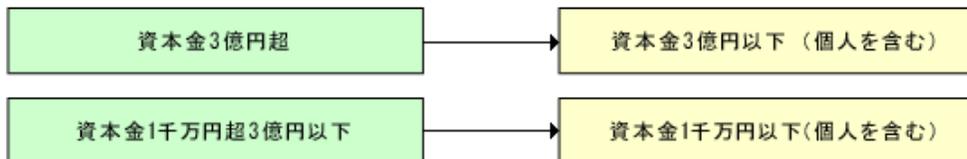
(参考) 下請関連法制の概要

下請代金支払遅延等防止法について

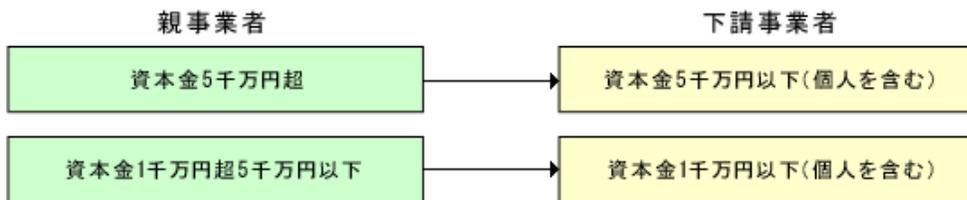
- 下請法は、①下請取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託）と②資本金又は出資総額の規模によって、「親事業者」と「下請事業者」を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定

定義

(1) 物品の製造・修理委託及び一部の情報成果物作成・役務提供委託を行う場合
親事業者



(2) 情報成果物作成・役務提供委託を行う場合((1)の場合を除く。)



親事業者の義務

- (1) 注文書の交付義務（法第3条）
- (2) 書類作成・保存義務（法第5条）
- (3) 下請代金の支払期日を定める義務（法第2条の2）
- (4) 遅延利息支払義務（法第4条の2）

法第3条(上記(1))及び第5条(同(2))に違反がある場合は50万円以下の罰金（法第10条）

親事業者の禁止行為（法第4第1項及び第2項の各号）

- (1) 受領拒否の禁止
- (2) 下請代金の支払遅延の禁止
- (3) 下請代金の減額の禁止
- (4) 返品 of 禁止
- (5) 買ったたきの禁止
- (6) 購入強制・利用強制の禁止
- (7) 報復措置の禁止
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- (11) 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

中小企業庁長官

禁止行為に違反がある場合は
公正取引委員会へ措置請求
(法第6条)

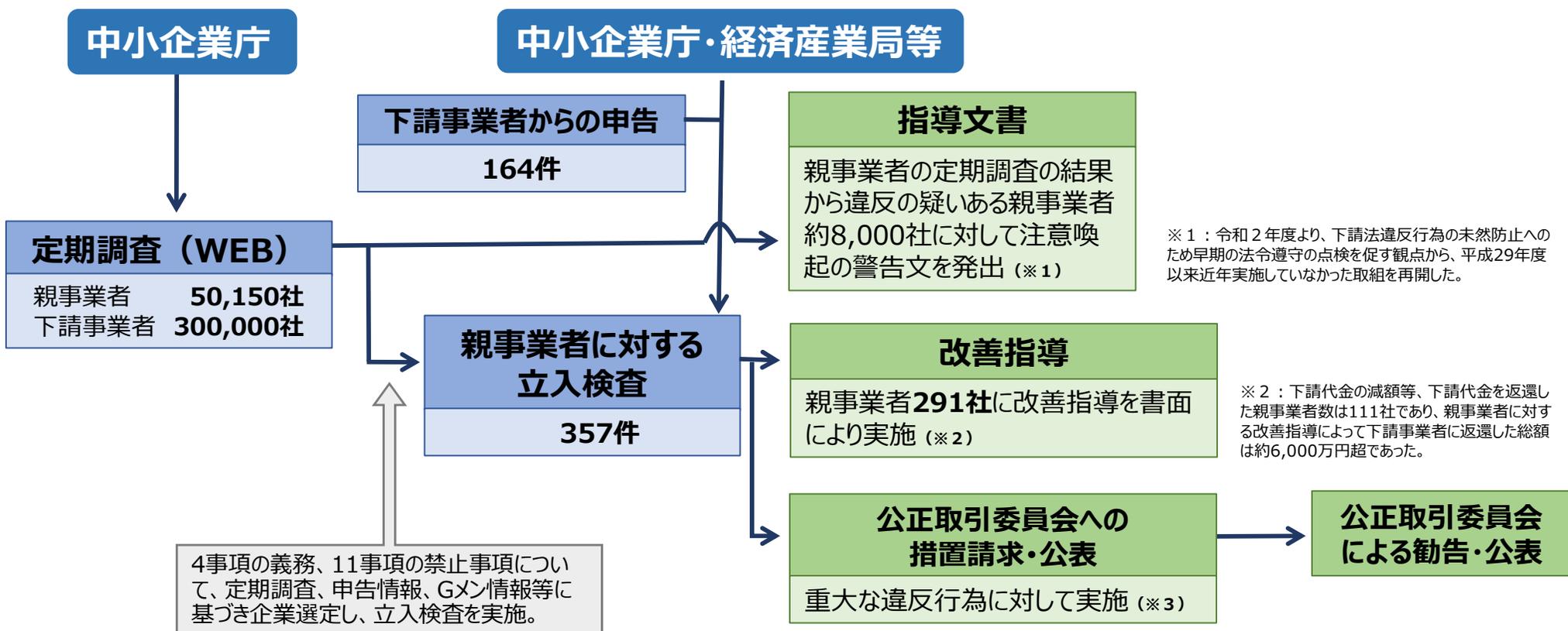


公正取引委員会

違反行為を是正するよう勧告
(法第7条)

下請代金支払遅延等防止法の運用

- 下請事業者は親事業者の違反行為を申告しがたいケースが多いため、行政機関が積極的に違反行為の発見に努めることが必要。
- このため、下請法で①**報告徴収権**（定期調査等）及び②**立入検査権**を付与。



(件数はいずれも令和2年度実績)

下請中小企業振興法の概要

法律の概要

目的

- 親事業者の協力のもと、下請中小企業の体質を根本的に改善し、下請性を脱した独立性のある企業に育て上げる

位置づけ

- 下請中小企業の経営基盤強化を促進するために制定（支援法）

主な内容

- 「振興事業計画」、「特定下請連携事業計画」という計画類型を設け、金融支援等を措置

とりうる措置

- 「振興基準」に基づき、主務大臣の指導・助言を行うことが可能
- 「振興基準」は、時々々の政策課題に応じて柔軟に定めることが可能だが、「振興基準」には強制力がない

対象者

親事業者

- 資本金又は出資金（個人の場合は従業員数）が自己より小さい中小企業者に対し、物品の製造等の行為を継続して委託する者

下請事業者

- 資本金等が自己より大きいものから継続して委託を受けて、物品の製造等の行為を行う中小企業者

（参考）先の通常国会での改正の概要

○取引適正化に向けた対応を強化し、大企業と中小企業が「共存共栄」の関係を構築するため、以下の措置を講じる。

- ① ■ **他者に提供する情報成果物・サービスを構成するサービスの委託等**を対象とする
- ② ■ 振興事業計画の**申請要件の緩和**
- ③ ■ 発注者と下請中小企業との間に入り、中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設
- ④ ■ 下請Gメンヒアリング等の調査の明示

下請中小企業振興法「振興基準」の概要

- 下請中小企業振興法「振興基準」とは、下請中小企業振興法第3条により経済産業大臣が定める「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であり、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係等を具体的に提示したものの。

1. 取引先の生産性向上等への協力

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

2. 情報化への積極的対応

- 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善を行う。
- 中小企業共通EDIなどによる電子受発注を行う。
- 電子的な決済等を行う。

3. 合理的な原価低減要請

- 親事業者は、原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、合理性の確保に努める。

4. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

- 人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して取引対価の見直しの協議を行う。

5. 下請代金の支払条件改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 手形等を振り出す場合、現金化にかかる割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。協議の際、親事業者は、手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示す。
- 手形等のサイトは60日以内とするよう努める。

6. 型取引の適正化

- 双方で事前協議の上、必要事項の書面化を行う。
- 型製作相当費の一括払いや前払いに努める。
- 親事業者は、型代金等、型の保管費用を支払う。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行い、廃棄に要する費用を支払う。
- 型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」に基づき、型の廃棄・返却、保管に関する諸手続きを行う。
- 親事業者は、型に係る知財・ノウハウの侵害をせず、利用に当たっては適正対価を支払う。

7. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。

8. 「天災等」への対応

- 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。
- 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知し、親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努める。

9. フリーランスとの取引

- 親事業者は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日)」を踏まえた適切な取引を行うこと。

10. 取引上の問題を申し出しやすい環境整備

- 親事業者は、年に1回の価格交渉等の下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じること。

11. 知的財産の取扱い

- 知的財産の取引の適正化のため、知的財産取引に関する「ガイドライン」や同付属資料「契約書ひな形」に基づいて取引を行う。

下請中小企業振興法の改正概要（令和3年8月施行）

○取引適正化に向けた対応を強化し、大企業と中小企業が「共存共栄」の関係を構築するため、以下の措置を講じる。

①他者に提供するサービスを構成するサービスの委託等を対象とする

（例）スポーツジムの運営者が、ジムでスタジオプログラムのレッスンをフリーランスであるインストラクターに委託する場合など

②『振興基準』（望ましい取引慣行）の記載事項の例示として、親事業者の発注書面の交付を明記

③下請中小企業の振興のため、国による振興基準に定める事項に関する調査に係る規定を設ける（下請Gメンの調査に法的位置づけを付与）

④発注者と下請中小企業との間に入り、中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設

①対象取引の拡大（役務の場合）

現行の対象範囲

（他者に提供する**役務の全部又は一部を委託**）

顧客（事業者、消費者）
（例：ビル所有者）

役務提供
（例：ビルメンサービス）

親事業者
（例：ビルメンテナンス業者）

ビルメンサービスの**一部**である清掃サービス
（顧客から依頼されたサービス自体の一部）

委託 ↓ 納入

下請事業者
（例：清掃業者）

対象に追加

（他者に提供する**役務を構成する行為を委託**）

顧客（事業者、消費者）
（例：宿泊者）

役務提供
（例：宿泊サービス）

親事業者
（例：ホテル運営会社）

客室清掃サービス（宿泊サービスの**構成要素**だが、顧客から客室清掃自体を依頼されたわけではない）

委託 ↓ 納入

下請事業者
（例：清掃業者）

引き続き対象外

（他者に提供しない**役務の全部又は一部を委託**）

顧客（事業者、消費者）

他者への役務提供と無関係

親事業者
（例：工場）

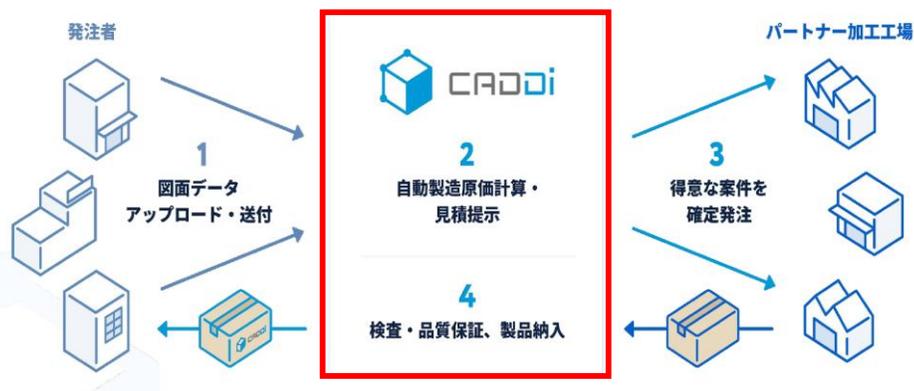
自社工場の清掃を委託（製造工程の一部ではない）

委託 ↓ 納入

下請事業者
（例：清掃業者）

④下請中小企業の利益確保に資する事業を行う事業者の例

＜受発注プラットフォームであり受託製造メーカとしてのCADDi＞



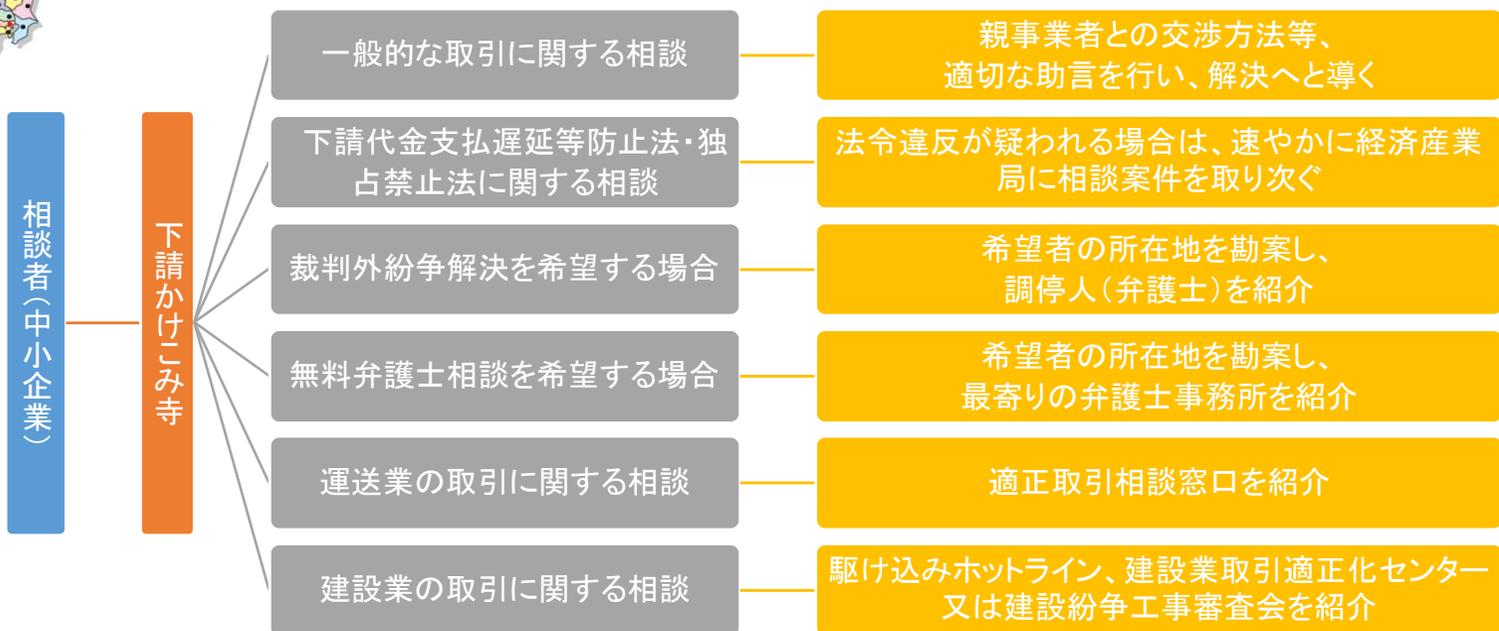
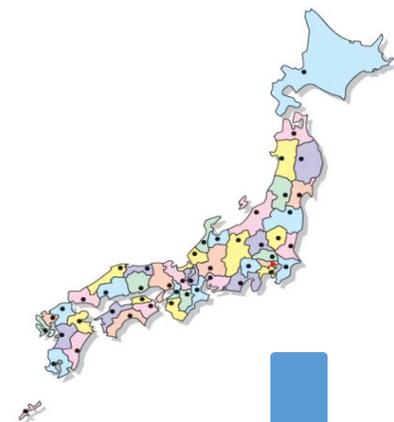
※ マッチング・仲介のみを行うのではなく、発注者から委託された取引を適切な下請中小企業に再委託するとともに、当該委託及び再委託の工程を管理すること等により下請中小企業の取引機会を創出する事業を行う事業者を認定

(参考) 下請かけこみ寺(相談窓口)

下請かけこみ寺（事業内容）

- 下請代金の減額や消費税の転嫁など企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置しています。

企業間取引に関する様々な相談に相談員等が応じます。
裁判外紛争解決（ADR）手続により簡易・迅速な紛争解決を行います。
相談費用や調停費用は無料です。



下請かけこみ寺（相談業務）

●相談員等による相談対応件数

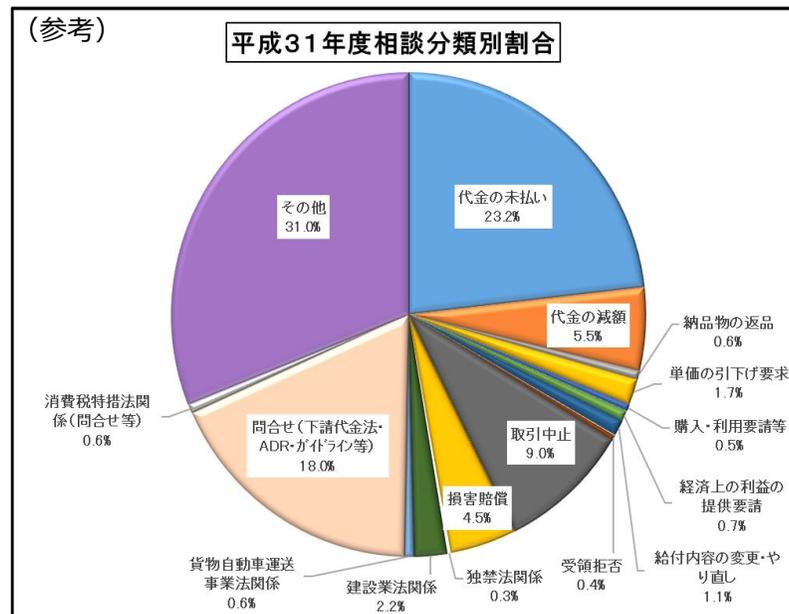
	下請代金法関係	建設業関係	運送業関係 (代金法除く)	その他	消費税関係	合計
平成25年度	858	1,075	153	2,896	-	4,982
平成26年度	898	1,170	159	3,149	97	5,473
平成27年度	678	1,295	175	3,613	64	5,825
平成28年度	812	1,395	204	4,130	42	6,583
平成29年度	997	1,560	211	4,055	15	6,838
平成30年度	1,151	1,814	365	5,018	33	8,381
令和元年度	1,058	1,891	482	5,945	74	9,450
令和2年度	1,107	933	281	7,329	77	9,727

※「その他」には、下請代金支払遅延等防止法が適用されない中小企業同士のトラブル
その他、法令等に関する一般的な質問等も含まれる。

●弁護士無料相談件数

相談者の所在地に最も近い弁護士
(全国に500名超の弁護士を登録)を紹介、
弁護士が踏み込んだ相談対応を実施。

平成25年度相談件数 : 711件
 平成26年度相談件数 : 681件
 平成27年度相談件数 : 743件
 平成28年度相談件数 : 627件
 平成29年度相談件数 : 601件
 平成30年度相談件数 : 513件
 令和元年度相談件数 : 474件
 令和2年度相談件数 : 407件



下請かけこみ寺（裁判外紛争解決(ADR)手続き）

- 下請かけこみ寺では、取引関連の企業間トラブルを、裁判ではなく、**専門的な知識を有する公正な第三者（弁護士）による調停**によって、**簡易迅速に紛争を解決**
- **全国に約110名の弁護士を登録し、調停費用も無料**で実施

- 紛争当事者間の和解の仲介を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われ、当事者以外に知れ渡ることはありません。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。
- 短期間で調停手続きが進められます。（一般的には調停を開始してから、約3ヶ月程度で終了します。）
- 費用は無料です。

■ ADRの実績件数

平成25年度	： 32件	平成30年度	： 18件
平成26年度	： 9件	令和元年度	： 22件
平成27年度	： 17件	令和2年度	： 18件
平成28年度	： 21件		
平成29年度	： 14件		

